

令和7年度 行政書士試験総評解説

<総評>

気になる合格率は、過去10年では、9.9%～15.7%であり、概ね10%から12%の範囲に収まっているが、10%をかなり超える年もある。

本年度5肢択一は全体として、難易度がややさがった前年・前々年よりも難易度が上がり、例年よりもやや難易度は上がっている。

配点が多く最も気になる法令記述の問44（行政法）は、「裁決の取消訴訟」からの出題であった。

問45（民法）は、日常家事の代理権の判例からの出題である。

問46（民法）は、事務管理の償還請求からの出題である。

なお、最後まで受講した受講生であれば記述60点満点で30点は得点できるものと思われる。

組合せ問題は法令11問（前年5問）、基礎知識3問（前年1問）出題されてはいるが、正解率の下がる個数問題は0問（前年0問）だった。

一方、基礎知識は、去年から出題の新科目からは、行政書士法1問と戸籍法1問の合計2問でした。政治経済社会は6問（去年5問）、情報通信は3問（去年4問）となった。前年並みの難易度である。最低点の6問は取れるものと思われる。

以下に科目別の総評を行う。

【法令択一】

「憲法」は、最近の難易度に比べると、やや取りやすいと思われる。判例文をしっかり押さえる必要があり、統治の3問は正解すべき問題である。

合否を決める「行政法」は19問（地方自治法を含む）。全体を見ると例年並みのレベルといえるので、得点源とすべきである。

「行政手続法」は例年通り3問出題されたが、難易度は低い。

「行政不服審査法」も例年通り3問出題され、難易度は低い。

「行政事件訴訟法」は例年ベースの3問であり、例年ベースの難易度である。

「国家賠償」から2問出題、「損失補償」からは未出題。例年ベースの難易度である。

「地方自治法」は3問出題された。例年並みである。

「民法」は前年に比較すると全体的に難易度は下がっている。

問27「制限行為能力者」・問35「認知」は、条文からの出題であり、

問28「代理」・問32「連帯債務」・問33「消費貸借」は、大部分が条文からの出題であり、難易度は低い。

問29「即時取得」・問31「債権譲渡」は、判例が中心であるが、基本論点なので、難易度は低い。

問34「不当利得」は、判例中心で難易度が高いが、解答が基本的判例である。

問30「複合問題」は、難易度が高い。

「商法・会社法」は例年同様に4問が会社法からの出題であった。商法は出題頻度が多い商行為ではなく、よく出題される設立からは、発起人の出題があった。すべて条文からの出題であるため、しっかり学習をすれば、取れる問題である。

【法令多肢選択】

例年同様「憲法」1問、「行政法」2問出題。憲法・行政法ともに例年以上に難易度が高い。

【法令記述】

例年通り「行政法」1問、「民法」2問となった。「行政法」は「行政事件訴訟法」からの出題である。

「民法」は、「総則」「債権」の2問であった。

問44は、裁決の取消訴訟からの出題で、被告と訴訟名称は書けるはずである。

問45は、日常家事の代理権と表見代理の判例の出題であり、難易度は高い。

問46は、事務管理の償還請求の問題（702条）で、条文なので記載すべきである。

記述問題は、最低30点は取れるレベルである。

【基礎知識】

問52「行政書士法」と問53「戸籍法」は、難易度は低い。

情報関係についての3問は、例年に比べて、難易度は低い。

「文章理解」は、前年と同レベルで難易度が低い。3問は正解が可能であるレベルである。

【学習指針】

従来判例問題は多く、本年度も難解な判例問題が出題されている。

一方、行政法を中心に正確な条文知識があれば、正解できる問題も多い。

当然のことながら、まずは条文をしっかりと読み込み、条文知識が固まれば判例をおさえていくことである。

＜採点基準予想＞

来年1月の合格発表まで合格基準は公表されないが、前年同様の基準と予想される。

法令択一	4点×40問＝160点	基礎知識択一	4点×14問＝56点
法令多肢選択	8点×3問＝24点		
法令記述	20点×3問＝60点		
法令合計	244点	総合計	300点

■法令記述は部分点があります。採点は2点刻みで行われています。

■多肢選択式は、空欄1箇所正解につき2点配点されます。

☆合格点 180点以上（法令122点以上、かつ、基礎知識24点以上）

□基礎知識が24点未満の場合、法令記述は採点されません。

【参考】平成26年度試験では唯一合格ラインが166点に下げられたことがある。

資格スクール大栄